

国総安政第20号  
令和2年6月19日

省内関係局長 殿  
各地方整備局長 殿  
各地方運輸局長 殿  
神戸運輸監理部長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省  
総合政策局長  
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）の一部の施行については、令和2年6月19日付け国総安政第19号をもって国土交通省総合政策局長より通知したところですが、あわせて、令和2年6月19日から施行された改正法に関連して、基本構想に記載する特定事業の類型として追加された「教育啓発特定事業」の実施にあたり参考となる情報や、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る各種支援措置等を下記(1)から(7)のとおりまとめましたので、周知いたします。

本省関係局長におかれましては関係事業者等へ、各地方整備局長におかれましては管内の関係事業者等へ、各地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）におかれましては管内の都道府県及び関係事業者等へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、各地方運輸局長におかれましては、管内の都道府県に情報提供を行う際には、バリアフリー法第24条の2第9項（同法第25条第10項の規定において準用する場合を含む。）において、移動等円滑化促進方針及び基本構想について、市町村の求めに応じて広域的な見地から必要な助言その他の援助を行うことが都道府県の責務として規定されていること等を踏まえ、本通知を踏まえて市町村に必要な援助を行うとともに、各市町村に対しても、別添の通知に記載の内容を周知するよう申し添えていただきますようお願いいたします。

**【周知事項】**

- (1) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成について
- (2) 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容及び基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例
- (3) 移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等
- (4) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る財政措置等
- (5) 「教育啓発特定事業」の実施に係る財政措置等
- (6) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版（別添①）
- (7) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法（別添②）

※なお、関係事業者等に関しては、上記の周知事項のうち(2)・(3)及び(6)が関係事項となりますので、当該部分について周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### (1) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成について

移動等円滑化促進方針及び基本構想(以下「移動等円滑化促進方針等」という。)は、地域における面的かつ一体的なバリアフリー化を促進するために市町村が計画を作成する制度です。

高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動等の連続性を確保するため、バリアフリー法第 24 条の 2 及び第 25 条においては移動等円滑化促進方針等の作成が市町村の努力義務として規定されていることから、未作成の市町村においては、本通知を参考に移動等円滑化促進方針等の作成に努めていただくようお願いいたします。なお、既に基本構想を作成している市町村においても、既に定められている重点整備地区の内外について、移動等円滑化促進方針の作成に努めることとされています。

また、移動等円滑化促進方針等については、バリアフリー法第 24 条の 3 及び第 25 条の 2 の規定により、おおむね 5 年ごとに地区内の移動等円滑化の状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて見直すこととされています。このスパイラルアップのプロセスを通じ、既存の移動等円滑化促進方針等の内容をより充実したものとするとともに、未作成の移動等円滑化促進方針又は基本構想の作成に着手するようお願いいたします。

なお、移動等円滑化促進方針及び基本構想を一の計画として一体的に作成することも可能ですので、地域の実情に応じて作成を進めていただくようお願いいたします。

さらに、バリアフリー法第 24 条の 5 及び第 27 条において、施設設置管理者等や高齢者、障害者等の住民は、市町村に対して移動等円滑化促進方針等の作成又は変更を提案することができることとされています。移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 1 号)の三 1 (2) ⑤及び四 1 (3) ⑥において、移動等円滑化促進方針等について「作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、(中略)作成等の必要性を判断する機会と捉え、(中略)作成等について積極的な検討を行うことが求められる。」とされていることから、各市町村においては、移動等円滑化促進方針等の作成等に係る提案を受理するための窓口設置に努めるとともに、実際に提案を受けた場合には、その内容だけでなく提案に至る背景についても十分に確認し、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去に向けた積極的な検討に努めていただくようお願いいたします。

なお、提案を受け検討した結果、移動等円滑化促進方針等の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、法第 24 条の 5 第 2 項及び第 27 条第 2 項に基づきその理由を公表する必要があります。

(2) 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容及び基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例

移動等円滑化促進方針及び基本構想に関し、今般の改正法により、移動等円滑化促進方針については記載事項に「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」が追加され、基本構想については記載する特定事業の類型として「教育啓発特定事業」が追加されました。

1 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容

移動等円滑化促進方針においては、今般の改正法により「移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項」について定めることとなりました。

記載すべき内容は概ね以下のとおりですが、詳細は基本方針をご確認ください。

① 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割に関し、以下を記載することが望ましいです。

- ・ 移動等円滑化促進地区の面的なバリアフリー化の実現のための住民その他の関係者の理解及び協力の必要性
- ・ 市町村や施設設置管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動等を行うことの重要性

② 住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組について、以下のように、関係者ごとに、可能な限り具体的に記載することが望ましいです。なお、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、当該地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等当該地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。

(ア) 児童、生徒等に対するバリアフリー教室や住民向けのバリアフリーに関するセミナーの開催等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する市町村の取組の内容

(イ) 施設や車両等の利用者に対する優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮についての啓発活動の実施等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する施設設置管理者の取組の内容

(ウ) バリアフリー教室への参加等、住民並びに施設及び車両等の利用者等の取組の内容

<留意事項>

改正法第1条の規定の施行（令和2年6月19日）の際現に改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2第1項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が令和2年6月19日以後最初に変更されるまでの間は、上記1①及び②の内容を定めないことが

できます。（改正法附則第2条第1項）

## 2 基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例

今般の改正法により創設された「教育啓発特定事業」には以下の二類型が存在し、事業の実施主体はいずれも市町村又は施設設置管理者です。なお、施設設置管理者には、公共交通事業者等のみならず、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等が含まれることから、例えば、重点整備地区内に事務所や施設を有する企業等が実施する取組を教育啓発特定事業として記載することも可能です。

また、教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、当該地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等当該地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。

### ① イ号事業（法第2条第29号イ）

移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

<想定される内容>

- ・学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ・旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等

<留意事項>

教育啓発特定事業のうちイ号事業を基本構想に記載するにあたっては、学校の教育活動との調和や、教職員への過大な業務負担の防止を図るため、事業主体のみならず、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要です。

また、事業の実施計画である教育啓発特定事業計画を事業主体が定めようとする場合も、関係する市町村及び施設設置管理者に加え、学校の意見を聴かなければならないことが、法第36条の2第3項において規定されています。

### ② ロ号事業（法第2条第29号ロ）

移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

<想定される内容>

- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施
- ・優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等

(3) 移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等

「心のバリアフリー」に関し、国土交通省では下記のようなハンドブックやガイドラインを発行しています。

移動等円滑化促進方針において「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項を記載する際、基本構想において「教育啓発特定事業」を位置付ける際又は実際に取組を行う際には、これらのハンドブック等をぜひご活用ください。

- ・ 障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック  
<http://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf>  
(教師用解説書)  
<http://www.mlit.go.jp/common/001250068.pdf>
- ・ 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック  
<http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>
- ・ 公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000143.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000143.html)
- ・ 交通事業者向け接遇研修モデルプログラム  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000176.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000176.html)
- ・ 観光関係者向け「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」(ホテル/旅館等)  
[http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06\\_000352.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000352.html)

以上に挙げたものの他にも、国土交通省ホームページ上に各種キャンペーンに関するポスター等を掲載しております。

(国土交通省総合政策局安心生活政策課ホームページ)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html)

(4) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る財政措置等

国土交通省では、地域公共交通バリアフリー化調査事業として、移動等円滑化促進方針及び基本構想(以下「移動等円滑化促進方針等」という。)の作成に係る経費の支援を行っており、移動等円滑化促進方針等の作成及び見直しにあたって活用いただくことが可能です。特に、基本構想の作成に係る支援措置は令和2年度から新設されたものであり、教育啓発特定事業と公共交通特定事業を定め、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指す基本構想について補助を行うこととしております。

地域公共交通バリアフリー化調査事業に係る交付要綱及び実施要領については以下のウェブサイトに掲載しております。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)

なお、移動等円滑化促進方針等の作成に要する経費については、普通交付税措置が講じられております。

(5) 「教育啓発特定事業」の実施に係る財政措置等

各市町村においては、積極的に教育啓発特定事業を記載した基本構想を作成し、事業を実施いただくようお願いします。

なお、当該事業の実施に要する経費については、今年度より普通交付税措置が講じられることとなっております。

また、教育啓発特定事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定に基づく地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）として市町村が開催する障害者の理解を深めるための教室や講演会等に対する厚生労働省の支援スキームを活用することが可能です。

(6) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版

国土交通省では、移動等円滑化促進方針や基本構想を作成しようとする場合に、参考となるガイドラインを作成しています。今般、改正法により強化された移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の記載事例等を盛り込んだガイドラインの追補版を新たに作成しましたので、ガイドライン本体と合わせて別添①をご参照ください。

・移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)

(7) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法

市町村が移動等円滑化促進方針又は基本構想を作成した場合は、遅滞なく公表するとともに、主務大臣、都道府県、関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付する必要があります。

主務大臣への提出方法の詳細については、別添②をご参照ください。なお、この提出方法については以下のウェブサイトにも掲載しております。

・移動等円滑化促進方針・基本構想の提出手続き

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_fr\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000029.html)

都道府県におかれましては、各都道府県への提出方法について、各都道府県のウェブサイト等に掲載する等の方法により、管内の市町村へ周知をお願いします。